

## WG2：新規参入の障壁

背景：

### 1 国際約束に基づく外資規制緩和に関するラオス国内手続の進捗状況及びスケジュールの情報開示

ラオスの外資規制は情報が集約化されておらず、内容が不明なものも多い。また、ラオスは WTO や ASEAN 各国との国際約束において自由化を約束しているが、自由化のスケジュールが開示されておらず、予見可能性が低いため、日系企業としてはラオスへの参入計画を立てづらい状況にある。

### 2 事業参入に係る投資環境整備

#### (1) 新業態の参入促進

既存の業種分類に定めがない新たな業態でラオスに参入しようとする場合、所管省庁の不明確さ、法令の未整備等を理由として投資決定までに多大な時間と労力を要する。ワンストップサービスセンター（以下「OSC」）は投資決定後の各種申請に関する相談には対応しているが、事業検討段階での各種情報開示機能を有していない。法令遵守の意識が高い日系企業は事業検討段階において慎重に検討する傾向にある。

#### (2) 廃棄物等処理法令の整備による製造業等の参入促進

ラオスでは国際基準に則った環境基準が策定されているものの、運用規定や罰則規定が定められておらず、基準の実効性に欠けている。これに伴い、産業廃棄物をラオス国内で適切に処理できないため、日系製造業がラオスへの投資を断念する場合がある。

#### (3) 原産地証明書の首都ビエンチャン以外での取得

公的書類、特に原産地証明書については、現状、首都ビエンチャンだけの取得が可能であるが、地方都市からその度に首都へ赴く必要があり、事業参入を検討する日本企業にとって、障壁になり得る。

議論の概要：

#### 日本側

WTO や ATISA などの二国間又は多国間条約に基づく外資規制緩和について、ラオスでは具体的にどの分野で緩和されていくのか、またどのようなスケジュー

ールで進めていくのかについて情報の開示をお願いしたい。情報開示がされれば日本からの投資促進も図れるため、是非検討をお願いしたい。特に、サービス業は雇用吸収力という意味で非常に大きな役割を担っている。ポストコロナにおいて、ラオス政府がサービス産業拡大のためにどのような自由化を計画しているかの情報を知りたいと考える。

OSCの拡充については、新型コロナの影響で日本企業もラオスへの来訪が容易ではないため、特に新業態のサービス展開を図ろうとする際など、ラオス政府の担当省庁から必要な情報が容易に得られるようにして頂きたいと考える。昨年開催された第14回官民合同対話ではラオス側より、情報提供の仕方について具体的なイメージが欲しいとの要望があったため、10月のWGでは日本側から、ラオス政府へのF/Sに至る前の事前相談のモデルを提示した。今後は計画投資省とJETROの間でこの事前相談のモデルについてMOUの締結も視野に入れつつ、実現可能性を探っていこうという事になっている。

廃棄物処理法令の整備等については、10月のWG後に2回分科会を開催し、問題についてラオス政府に理解頂いたところである。

原産地証明書の首都ビエンチャン以外での取得については、原産地証明書だけでなく、ラオス政府発行の公的書類について、パクセーやサワンナケートなど人口の多い都市での取得が可能となるよう範囲の拡大をお願いしたい。新型コロナ感染症対策のためだけではなく、新型コロナ後もより円滑でスピーディな取得が可能となるよう要望するものである。

## 日本側

OSCの拡充について、JETROは日本企業のラオスでのビジネス活動をサポートを行っているが、日本企業へのサポートがひいてはラオス国内の経済活性化、国際化、雇用の創出につながることは明確であり是非協力をお願いしたいと考える。また、OSCのモデルについては計画投資省からMOUの締結に向けた日程や想定期間についてお聞かせ頂きたい。

## 日本側

廃棄物処理の課題について、10月のWG及びその後の分科会において、関係法令等の整備及び周知・啓発の徹底、優良事業者へのインセンティブの付与並びに廃棄物等処理事業者への免許制度の構築を提案した。これについて、ラオス政府からは今後は法改正も含めた対応の検討を行うとの回答があった。この過程で、日本側は、日本の法令やガイドラインの紹介や、ラオスの法令等で不明確な部分に対する助言を行う準備がある。協力して良い制度を作り上げていきたい、不明点については問合せ頂きたい。

## ラオス側

これまで実施してきた国際約束に基づく外資規制緩和に関するラオスの決定の状況については、計画投資省の Lao National Service Portal に掲載がある。ATISA の自由化の分野については、国会での承認待ちのため未掲載だが、今後新たに国内外から投資が可能となる事業について、12 月内に正式に発表予定。新型コロナ後は、主にサービス分野で投資促進を図っていきたいと考えており、現在海外からは韓国企業からゴルフ事業の申請が来ているところである。今後も様々な分野の事業に沿った規制が適用できるよう検討しているところである。

また、OSC のモデルについては計画投資省として同意である。地方自治体との協議を JETRO にフィードバックする流れで検討したい。MOU 締結時期は未定だが、計画投資省と JETRO の役割分担が重要であるため、さらに詰めていきたい。

## ラオス側

廃棄物処理関係法令等の整備に関する提案に感謝申し上げる。関係省庁と協議して対応して参りたい。

## ラオス側

WTO や ATISA に関する外資規制緩和の検討については、商工省のポータルサイトを参照頂きたい。ATISA については国会の承認待ちだが、今月中には商工省のホームページに掲載される予定。

また、OSC に関するモデルの提案については商工省としても賛成である。新業態の新規参入については、国内の承認手続を得ないと事業のサポートが困難となる。JETRO と計画投資省による調整に従い、商工省としても検討を進めたい。

廃棄物処理の関係法令等が不明確であることについて、また、優良企業へのインセンティブについても商工省としても同意である。

原産地証明書の発行については、国内生産のものは中央省庁のみの発行だが、外国の原材料を使用してラオス国内で製造・加工をする場合には、全国の管轄当局において発行が可能となっている。首都ビエンチャンでしか発行が出来なかったものについても、地方都市での発行が可能となるよう対応を進めたい。現在、EU 諸国は自身で原産地証明書を発行しているので、今後は日本企業についても同様の対応を求めたい。